

新旧対照表 (J:COM でんき 家庭用コース契約約款_北海道電力エリア)

J:COM でんき 家庭用コース 契約約款 表紙

変更後	変更前	変更
J:COM でんき 家庭用コース契約約款 (北海道電力エリア)	J:COM でんき 家庭用コース契約約款	追加
取次業者(約款発行者): JCOM マーケティング株式会社	取次業者(約款発行者): 株式会社ジェイコム札幌	変更
小売電気事業者: 北海道電力株式会社	小売電気事業者: 北海道電力株式会社	
2026年4月1日	2026年2月1日	変更

J:COM でんき 家庭用コース 契約約款 本文

変更後	変更前	変更
第6章 契約の変更および終了 第40条 (解除等) (1) 契約者が、以下の各号のいずれかに該当するときは、当社は契約者との契約を解除することができるものとし、当該解除によって、契約者は当社に対して負担する一切の債務につき期限の利益を失うものとし、直ちに債務の全額を一括弁済していただきます。この場合、当社は、契約を解除する15日前までに解除日を明示し、契約者に対して①契約を解除後、無契約となった場合には電気の供給が止まることおよび	第6章 契約の変更および終了 第40条 (解除等) (1) 契約者が、以下の各号のいずれかに該当するときは、当社は契約者との契約を解除することができるものとし、当該解除によって、契約者は当社に対して負担する一切の債務につき期限の利益を失うものとし、直ちに債務の全額を一括弁済していただきます。この場合、当社は、契約を解除する15日前までに解除日を明示し、契約者に対して①契約を解除後、無契約となった場合には電気の供給が止まることおよび	

<p>②契約者が希望される場合には、電気を供給することが義務付けられている小売電気事業者から電気の供給を受けることができることを説明します。なお、契約解除後であっても、当社は契約者に対して、一般送配電事業者等により電気の供給が停止された日（当該供給停止日より前に他の小売電気事業者から電気の供給が開始された場合は当該電気の供給開始日の前日）までの料金を請求できるものいたします。</p> <p>イ 第 30 条（供給の停止）によって、電気の供給を停止された契約者が当社の定められた期日までにその理由となった事実を解消しないとき。</p> <p>ロ 料金の支払を遅延したとき</p> <p>ハ 約款によって支払うこととなった工事費等を支払わないとき。</p> <p>ニ 約款の条項（第 50 条（暴力団排除に関する条項）を含みます）に違反する行為があったと認められる場合およびそのおそれがあるとき。</p> <p>ホ 差押もしくは競売または滞納処分を受けたとき。</p> <p>ヘ 破産、民事再生その他の法的整理手続きの申立てを受けたとき、または自らこれらの法的倒産手続きの申立てをなしたとき。</p> <p>ト 当社が、当社の従業員およびステークホルダーに対する契約者の要求が妥当性を欠くと判断した場合や、契約者の要求を実現するための手段および態様が社会通念上不相当であると判断した場合、当社が書面等でその行為の解消を求める通知を行っても相当期間内に解消しないとき。</p>	<p>②契約者が希望される場合には、電気を供給することが義務付けられている小売電気事業者から電気の供給を受けることができることを説明します。なお、契約解除後であっても、当社は契約者に対して、一般送配電事業者等により電気の供給が停止された日（当該供給停止日より前に他の小売電気事業者から電気の供給が開始された場合は当該電気の供給開始日の前日）までの料金を請求できるものいたします。</p> <p>イ 第 30 条（供給の停止）によって、電気の供給を停止された契約者が当社の定められた期日までにその理由となった事実を解消しないとき。</p> <p>ロ 料金の支払を遅延したとき</p> <p>ハ 約款によって支払うこととなった工事費等を支払わないとき。</p> <p>ニ 約款の条項（第 50 条（暴力団排除に関する条項）を含みます）に違反する行為があったと認められる場合およびそのおそれがあるとき。</p> <p>ホ 差押もしくは競売または滞納処分を受けたとき。</p> <p>ヘ 破産、民事再生その他の法的整理手続きの申立てを受けたとき、または自らこれらの法的倒産手続きの申立てをなしたとき。</p>	追加
---	--	----

J:COM でんき 家庭用コース 契約約款 別記

変更後	変更前	変更
<p>別記 1 （第 1 条関係）当社のサービス提供区域 第 1 条（適用）（2）に記載する「別記 1 に定める当社のサービス提供区域」は以下のとおりです。</p>	<p>別記 1 （第 1 条関係）当社のサービス提供区域 第 1 条（適用）（2）に記載する「別記 1 に定める当社のサービス提供区域」は以下のとおりです。</p>	

法人名	エリア名	提供区域	法人名	局名	提供区域	変更 変更
JCOM マーケティング(株)	札幌エリア	北海道札幌市、北広島市	(株)ジェイコム札幌	札幌局	北海道札幌市、北広島市	

J:COM でんき 家庭用コース 契約約款 附則

変更後	変更前	変更
<p>(実施期日)</p> <p>この改正規定は、2026年4月1日から実施します。</p> <p>(ジェイコム各社の組織再編に伴う債権債務の承継について)</p> <p>株式会社ジェイコム東京、株式会社ジェイコム札幌、株式会社ジェイコム湘南・神奈川、株式会社ジェイコム埼玉・東日本、株式会社ジェイコム千葉、土浦ケーブルテレビ株式会社、株式会社ジェイコムウエスト、株式会社ジェイコム九州、大分ケーブルテレコム株式会社の9社は、株式会社ジェイコム東京を存続会社とする吸収合併を2026年4月1日付で実施します。(以下、「組織再編」といいます)</p> <p>また、存続会社である株式会社ジェイコム東京は、2026年4月1日付でJCOMマーケティング株式会社に商号変更します。</p> <p>この組織再編に伴い、消滅会社となるジェイコム各社が有する一切の債権および債務は、2026年4月1日をもってJCOMマーケティング株式会社が承継します。当該債権の請求その他の取扱いについては、本約款の定めに従うものとします。</p>		追加

新旧対照表 (J:COM でんき 共用部コース契約約款_北海道電力エリア)

J:COM でんき 共用部コース契約約款 表紙

変更後	変更前	変更
J:COM でんき 共用部コース契約約款 (北海道電力エリア)	J:COM でんき 共用部コース契約約款	追加
取次業者(約款発行者): JCOM マーケティング株式会社	取次業者(約款発行者): 株式会社ジェイコム札幌	変更
小売電気事業者: 北海道電力株式会社	小売電気事業者: 北海道電力株式会社	
2026年4月1日	2025年10月1日	変更

J:COM でんき 共用部コース契約約款 本文

変更後	変更前	変更
第6章 契約の変更および終了 第40条 (解除等) (1) 契約者が、以下の各号のいずれかに該当するときは、当社は契約者との契約を解除することができるものとし、当該解除によって、契約者は当社に対して負担する一切の債務につき期限の利益を失うものとし、直ちに債務の全額を一括弁済していただきます。この場合、当社は、契約を解除する15日前までに解除日を明示し、契約者に対して①契約を解除後、無契約となった場合には電気の供給が止まることおよび②契約	第6章 契約の変更および終了 第40条 (解除等) (1) 契約者が、以下の各号のいずれかに該当するときは、当社は契約者との契約を解除することができるものとし、当該解除によって、契約者は当社に対して負担する一切の債務につき期限の利益を失うものとし、直ちに債務の全額を一括弁済していただきます。この場合、当社は、契約を解除する15日前までに解除日を明示し、契約者に対して①契約を解除後、無契約となった場合には電気の供給が止まることおよび②契約者が希	

<p>者が希望される場合には、電気を供給することが義務付けられている小売電気事業者から電気の供給を受けることができることを説明します。なお、契約解除後であっても、当社は契約者に対して、一般送配電事業者等により電気の供給が停止された日（当該供給停止日より前に他の小売電気事業者から電気の供給が開始された場合は当該電気の供給開始日の前日）までの料金を請求できるものといたします。</p> <p>イ 第 30 条（供給の停止）によって、電気の供給を停止された契約者が当社の定めた期日までにその理由となった事実を解消しないとき。</p> <p>ロ 料金の支払を遅延したとき</p> <p>ハ 約款によって支払うこととなった工事費等を支払わないとき。</p> <p>ニ 約款の条項（第 50 条（暴力団排除に関する条項）を含みます）に違反する行為があったと認められる場合およびそのおそれがあるとき。</p> <p>ホ 差押もしくは競売または滞納処分を受けたとき。</p> <p>ヘ 破産、民事再生その他の法的整理手続きの申立てを受けたとき、または自らこれらの法的倒産手続きの申立てをなしたとき。</p> <p>ト 当社が、当社の従業員およびステークホルダーに対する契約者の要求が妥当性を欠くと判断した場合や、契約者の要求を実現するための手段および態様が社会通念上不相当であると判断した場合、当社が書面等でその行為の解消を求める通知を行っても相当期間内に解消しないとき。</p>	<p>望される場合には、電気を供給することが義務付けられている小売電気事業者から電気の供給を受けることができることを説明します。なお、契約解除後であっても、当社は契約者に対して、一般送配電事業者等により電気の供給が停止された日（当該供給停止日より前に他の小売電気事業者から電気の供給が開始された場合は当該電気の供給開始日の前日）までの料金を請求できるものといたします。</p> <p>イ 第 30 条（供給の停止）によって、電気の供給を停止された契約者が当社の定めた期日までにその理由となった事実を解消しないとき。</p> <p>ロ 料金の支払を遅延したとき</p> <p>ハ 約款によって支払うこととなった工事費等を支払わないとき。</p> <p>ニ 約款の条項（第 50 条（暴力団排除に関する条項）を含みます）に違反する行為があったと認められる場合およびそのおそれがあるとき。</p> <p>ホ 差押もしくは競売または滞納処分を受けたとき。</p> <p>ヘ 破産、民事再生その他の法的整理手続きの申立てを受けたとき、または自らこれらの法的倒産手続きの申立てをなしたとき。</p>	追加
---	---	----

J:COM でんき 共用部コース 契約約款 別記

変更後			変更前			変更
別記 1 (第 1 条関係) 当社のサービス提供区域			別記 1 (第 1 条関係) 当社のサービス提供区域			変更 変更
法人名	エリア名	提供区域	法人名	局名	提供区域	
JCOM マーケティング(株)	札幌エリア	北海道札幌市、北広島市	(株)ジェイコム札幌	札幌局	北海道札幌市、北広島市	

--	--	--

J:COM でんき 共用部コース契約約款 附則

変更後	変更前	変更
<p>(実施期日)</p> <p>この改正規定は、2026年4月1日から実施します。</p> <p>(ジェイコム各社の組織再編に伴う債権債務の承継について)</p> <p>株式会社ジェイコム東京、株式会社ジェイコム札幌、株式会社ジェイコム湘南・神奈川、株式会社ジェイコム埼玉・東日本、株式会社ジェイコム千葉、土浦ケーブルテレビ株式会社、株式会社ジェイコムウエスト、株式会社ジェイコム九州、大分ケーブルテレコム株式会社の9社は、株式会社ジェイコム東京を存続会社とする吸収合併を2026年4月1日付で実施します。(以下、「組織再編」といいます)</p> <p>また、存続会社である株式会社ジェイコム東京は、2026年4月1日付でJCOMマーケティング株式会社に商号変更します。</p> <p>この組織再編に伴い、消滅会社となるジェイコム各社が有する一切の債権および債務は、2026年4月1日をもってJCOMマーケティング株式会社が承継します。当該債権の請求その他の取扱いについては、本約款の定めに従うものとします。</p>		<p>追加</p>